

第2章 福島県における食育の推進

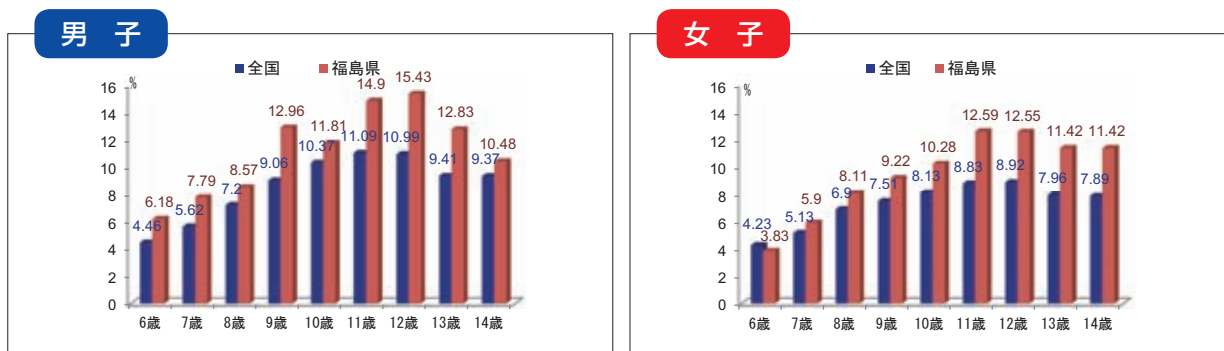
1 児童・生徒の食生活を取り巻く状況等

(1) 肥満傾向児の出現率

本県の肥満傾向児の出現率は、平成22年度において、男子は6歳から12歳までの各年齢で減少が見られた。また、女子も6歳から11歳、及び13歳で減少している。しかし、全国平均との比較では、6歳女子以外のすべての年齢で上回っている現状である。

図1 肥満傾向の児童生徒の出現率

(文部科学省 平成22年度学校保健統計調査より)



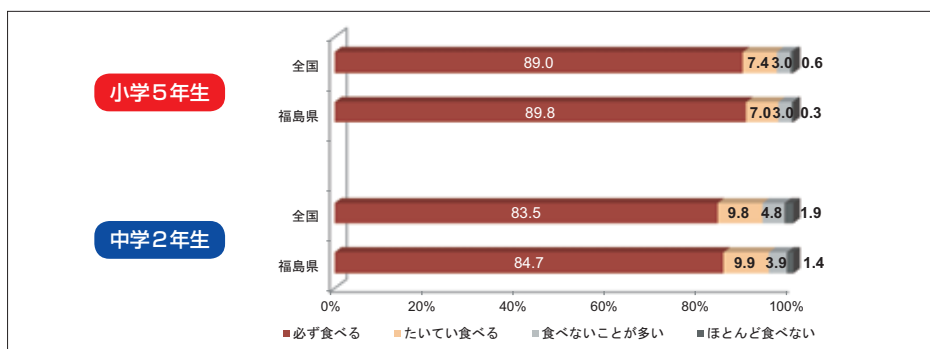
日本スポーツ振興センターの児童生徒の食生活実態調査において、平成12年度から17年度まで小学生が84%、中学生が80%の摂取率で変化がみられなかったものが、平成19年度にはそれぞれ91%、87%に改善されている。

(2) 朝食摂取状況

地域、PTA等の民間主導で、平成18年に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足し、関係団体、経済界・企業など幅広い協賛による国民運動として広がる中、朝食摂取者の割合は増加してきている。福島県においても、平成19年度より「朝食欠食率ゼロ週間運動」、平成21年度より「朝食摂取率100%週間運動」等の取組みにより、平成22年度は、全国平均を上回るなど成果がみられている。しかし、食育推進基本計画における小学生の欠食率をゼロにするという目標には届いていない。

図2 児童生徒の朝食の摂取状況

(文部科学省 平成22年度全国学力・学習状況調査より)



2 福島県教育委員会における食育の推進

地域社会の絆、恵まれた自然環境や、優れた文化・伝統、7つの生活圏や「はま・なか・あいづ」に象徴される多様性などの特性を基本理念に盛り込んだ。

基本的な考え方として、「本県の学校における食育は、知育、徳育及び体育の基礎と位置付け、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることを目指すものである」としている。

さらに、「子どもたち一人一人が食に関する適切な判断力を身に付け、望ましい食習慣を形成していけるよう、家庭や地域との連携のもと、教育活動全体で取り組む」としている。

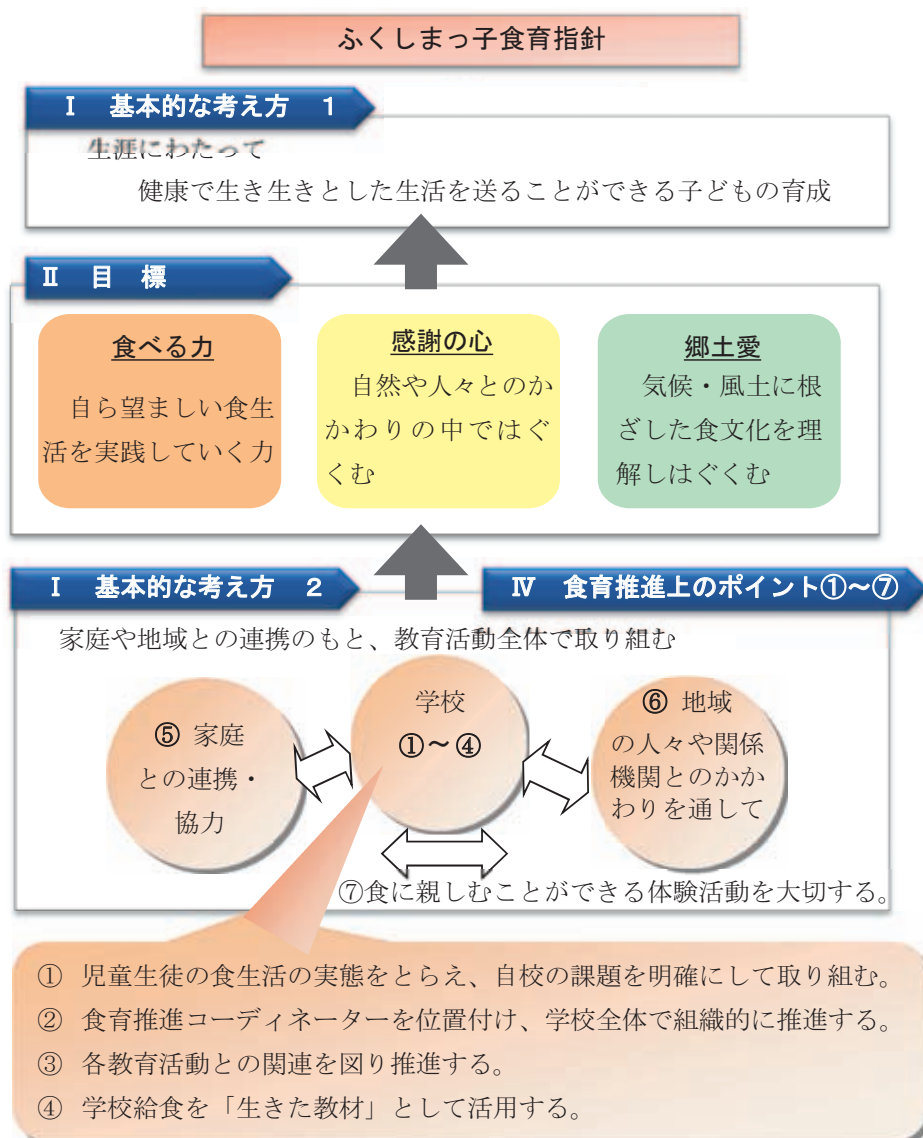
(1) 福島県総合教育計画における食育の推進

県教育委員会は、学校、家庭、地域が連携・協力し、県民が一体となって豊かな教育環境を形成し、ハーモニーを奏できるように人づくりを進めていくべく、『“ふくしまの和”で奏でる、心豊かなたくましい人づくり』を基本理念とした、第6次福島県総合教育計画を策定した。

基本目標1「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」の施策2「子どもたちの健やかな体をはぐくみます」において、今後の取組みの一つとして食育の推進を掲げている。

(2) 「ふくしまっ子食育指針」による食育の推進

県教育委員会は、平成19年に、学校における食育の方向性を示す「ふくしまっ子食育指針」を策定し、子どもたちの未来につながるふくしまの食育をすべての学校において推進していくこととした。



福島県教育委員会教
育長より、平成19年10
月31日「学校における
食育の推進について」
が通知された。

(290ページ参照)

県教育委員会より、
平成20年3月に「食べ
る力」をはぐくむ実践
事例集が、平成21年3
月「感謝の心」「郷土
愛」をはぐくむ実践事
例集が出され、県教育
委員会ホームページに
も掲載されている。

(3) 学校における食育の推進について

県教育委員会は、「ふくしまっ子食育指針」に基づき各学校において食育が一層推進されるよう「学校における食育の推進について」(通知)を出している。

食育全体計画の作成

自校の児童生徒の食生活の実態を把握し、食育の目標を明確にした上で、課題を解決するための教育活動を検討し、食育全体計画を作成する。作成の際は、「ふくしまっ子食育指針」の3つの目標との関連を図ること。

食べる力

感謝の心

郷土愛

教育活動全体を通した取組み

自校の児童生徒の食生活の課題解決を図る取組みとして、学級活動、ホームルーム等における指導の時間を確保するとともに、家庭科や技術・家庭科、体育、保健体育等の各教科等の関連を図り、教育活動全体を通して食育を推進すること。



各教科以外の指導時間数は各学年2時間以上確保することが望ましいこと。学級活動、ホームルーム活動における指導事例として、県教育委員会ホームページ掲載の指導資料集を参照すること。

食育推進コーディネーターを明確にした取組み

食育を推進するコーディネーターを校務分掌に明確に位置付け推進すること。

食育推進コーディネーターには、教諭、養護教諭をあて、単独で設定するか、又は、給食主任や保健主事等と兼務させるか等は各校長に一任すること。

組織的な取組み

食育を学校全体で推進するため、学校保健委員会や学校給食委員会等既存の組織を活用すること。また、保護者会等を活用し啓発する機会を設けるなど、家庭、地域との連携のもと推進すること。

企画・運営に際しては、保護者や学校医、生産者等の意見が反映できるように配慮すること。

福島県教育委員会教育長より、平成20年度から、校務分掌に食育を推進するコーディネーターを明確に位置付けることが示された。

食育推進コーディネーターとは

食育推進コーディネーターは、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員、保健主事、養護教諭等の協力のもとに食育に関する計画策定の中心となり、また、その計画に基づく活動の推進に当たっては、教職員はもとより、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等と連携をとりながら、自校の児童生徒の食育にかかわる活動が組織的かつ円滑に展開されるよう、その調整にあたる。

食育推進コーディネーターの具体的な役割

①食育と学校教育全体との調整

- 自校の食生活の課題を明確にし、健康教育の重点として、その解決が図られるようにする。
- 学校運営組織の中で、全職員が役割を分担し活動できるよう調整する。

②食育の諸計画の作成と実施の推進

- 食育全体計画を児童生徒の実態、学年、家庭、地域の関係機関等の意見を生かし作成する。
- 全体計画に位置付けられた特別活動・教科等の指導時間を確保する。

③食育に関する組織活動の推進

- 全職員との連携が図られるよう情報の提供や研修の機会を設ける。
- 学校保健委員会等の活用を図る。

④食育の評価

- 食育の具体的な実践の評価を行い、次の計画と活動に生かす。

食育の評価を学校評価に位置付け、学校の実情、児童生徒の実態に応じて設定した食育の目標と食育の推進体制等の達成状況进行评估することが求められている。

